

平成27年度

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」について

本年度も「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」が実施されることとなりました。申請方法や申請期間などの詳細については、ご案内できる段階になりましたら、村ホームページなどでお知らせいたします。

【臨時福祉給付金】

- 支給対象者 平成27年度の村民税（均等割）が課税されていない人
※課税されている人の扶養親族等になっている場合、生活保護の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 支給額 支給対象者1人につき6,000円、1回限りの給付

【子育て世帯臨時特例給付金】

- 支給対象者 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給される人が対象
※特例給付（児童を養育している人の所得が、児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給している人）は、対象となりません。
- 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童
- 支給額 対象児童1人につき3,000円、1回限りの給付

※注意してください！

- ・「臨時福祉給付金」などをよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
- ・村がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・村が、「臨時福祉給付金」などの給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

〈問い合わせ〉役場 住民福祉課 福祉係 TEL (62) 9195

小規模事業者の 皆さまへ

ものづくり人材の育成に関する支援を新たに開始しました。

県では、小規模事業者（製造業）の人材育成を支援するため、専門的知識を持ったコーディネーターを配置し、人材育成のさまざまな相談に無料で応じる事業を開始しました。

また、高い技術を持つ講師を企業に派遣して、技術指導を行う人材育成も実施しています。



■県からの委託先
（公財）くまもと産業支援財団
上益城郡益城町田原2081-10
TEL 096(289)2438

障がいのある人を 対象とした 職業訓練生募集

■受講対象障がい

身体障がいのうち、上下肢障がい、内部障がい、精神障がい

■定員

6人

■内容

パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の基本知識や技能の習得および就職支援

■募集期間

6月15日（月）～7月31日（金）

■訓練期間

9月1日（火）～11月30日（月）

3カ月間

■経費

テキスト代8,800円（税抜き）程度 ※受講料は無料

■訓練場所

有限会社システムランド
熊本市中央区紺屋今町1-5
熊本辛島公園ビル5階

〈問い合わせ〉

・阿蘇ハローワーク
TEL 0967(22)8609
・県立高等技術専門学校
TEL 096(378)0121